

第1部 総則

第1節 計画の方針

1-1 計画の目的

この計画は、大阪市地域防災計画（風水害等対策編）に基づき、大阪市此花区役所が作成する計画であり、本市域の風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、此花区がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、また相互に協力するとともに、区民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、此花区域、並びに区民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

1-2 基本理念

この計画は、災害対策基本法（以下法という）に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。防災関係機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていくと同時に、区民等や事業者が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、区民等や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

区民等や事業者においても、目的、基本理念に鑑み、相互に協力するとともに、防災関係機関が実施する防災活動に協力するよう努めなければならない。

1-3 地区防災計画

各地域の区民及び事業者は、必要に応じて当該地域における自発的な防災活動計画を作成することで、此花区役所と連携した防災力の向上に努めるとともに、此花区役所は必要に応じて、地区防災計画を此花区地域防災計画に、その内容を位置づけるものとする。

「地区居住者等」は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

1-4 用語等の定義

(1) 災害

法第2条第1号に規定する災害をいう。

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 防災・減災

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3) 事業者

市内で事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(4) 区民等

此花区民及び此花区の区域内（以下「区内」という。）に滞在し、又は区内を通過する者をいう。

(5) 自主防災組織

法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(6) 自主防災活動

自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。

(7) 避難場所

大規模火災又は津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

(8) 避難所

災害により自宅に留まる事が出来ない区民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。

(9) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。

(10) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

1-5 法令等との整合

この計画は、此花区における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。計画の内容については、関係法令及び風水害等の対策など他の計画との整合性を図るものとする。

1-6 計画の修正

此花区役所は、地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

1-7 計画の習熟及び推進

此花区役所は、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

1-8 計画の進捗状況の把握・公表

此花区役所は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表する。

第2節 区域の概況

2-1 地勢

此花区は、大阪港湾に位置し、北を淀川、南に安治川が流れ、水に囲まれた地域となっている。区域全体として、標高の低い地域が多い。

2-2 気候

降水量は、梅雨期の6月に最も多く、8月から10月中旬にかけて台風の影響を受けやすい。

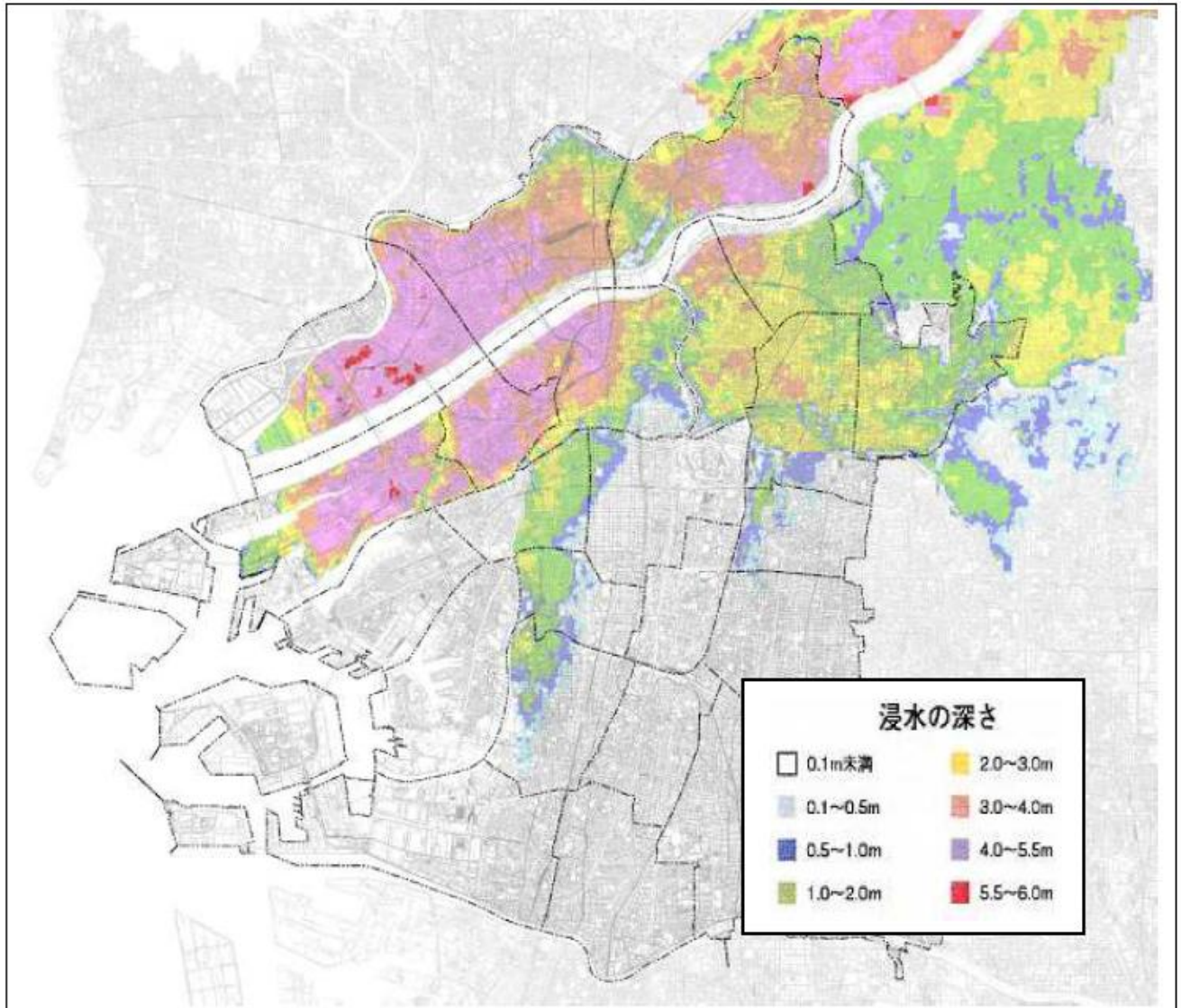
第3節 災害想定・被害想定

この計画において想定する災害及び被害は次のとおりである。

3-1 災害想定

(1) 淀川河川氾濫による災害

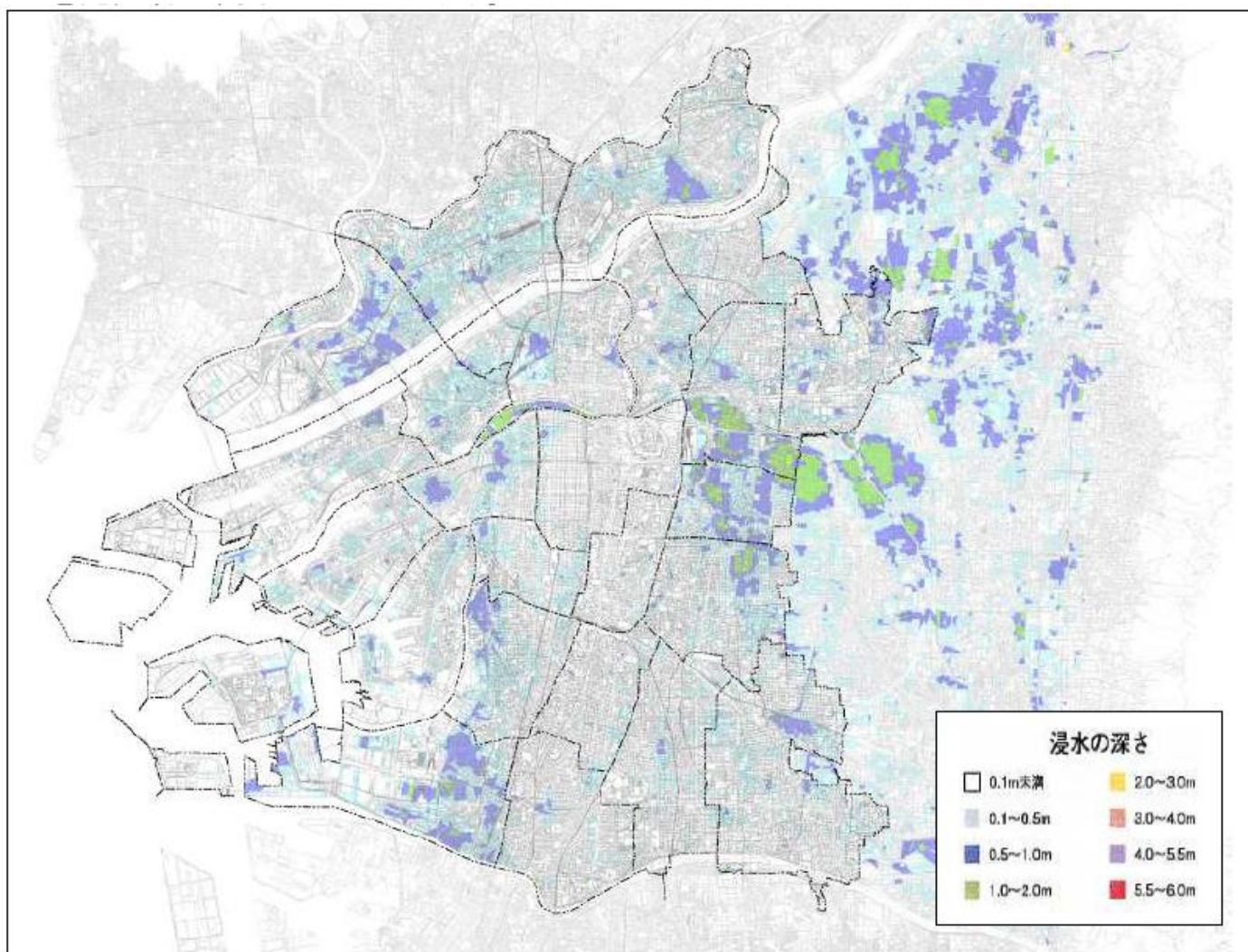
① 浸水想定図



淀川河川氾濫による浸水想定区域面積 (10cm以上) 83.32 km²

(2) 内水氾濫による災害

都市部において過去100年間で最大級の豪雨（時間最大降雨量93mm、総降雨量567mm）が大阪府中部域に降った場合の浸水想定区域は下図のとおりである。



浸水想定区域図（大阪府都市型水害対策検討委員会資料（平成17年11月9日）より）

第4節 区民・事業者・此花区役所の責務と役割

4-1 区民の責務・役割

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、区民は、強風による転倒を防ぐなど、自らの安全は自ら守るとの防災意識を持ち、平常時より、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加や、自らが所有または占有する建築物の安全性の向上等、災害に対する備えとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築き、その推進に努めなければならない。

4-2 事業者の責務・役割

事業者は、水害や暴風など災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、

防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるとともに、従業員が防災・減災対策に関する知識及び技術を習得することができる機会の提供に努めなければならない。

また、事業者は、此花区役所の実施する防災・減災対策に対し、積極的に協力するよう努めるとともに、その能力を活用して積極的に区民や自主防災組織等との連携を図り、自主防災活動の推進に努めなければならない。

さらに、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給、提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、本市が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

4-3 此花区役所の責務・役割

此花区役所は、区民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、大阪市ほか防災関係機関の協力を得て、防災活動を実施する。また、自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。

また、暴風による被害を想定し、事前の備えにかかる広報活動を実施することにより、区民等・企業の対応を求め、減災につなげる。

(1) 全般

此花区域内の防災に関する事務

(2) 災害予防に係る事項

- ① 防災に関する組織の整備
- ② 防災に関する知識の普及・啓発
- ③ 防災に関する訓練の実施

(3) 災害応急対策に係る事項

- ① 災害情報の収集及び伝達
- ② 災害情報等の広報及び広聴
- ③ 水、食料、生活関連物資の供給
- ④ 義援金品の配分

第2部 災害予防・応急対策

第1章 活動体制

第1節 組織体制

風水害等の災害時における組織体制は、震災対策編と同じである。

震災対策編／第2部／第1章／第1節を準用する。

第2節 動員体制

この計画は災害による被害が発生し、又は被害が発生・拡大するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員配備を定めたものである。

此花区長は、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意し、災害の状況に応じた動員計画を定め、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに動員体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施するものとする。

2-1 動員基準

職員の動員基準は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの基準と異なる動員体制をとることができる。

動 員 基 準 表

種別	災害状況	動員人員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	全 員
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	職 員 の 1 / 2以内
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職 員 の 1 / 4以内
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初期活動に 必要な職員
5号動員	災害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置のとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に 必要な職員

2-2 動員

(1) 勤務時間外における参集

① 特別警報が発表された場合

1号動員の指令があったものとして、速やかに自動参集（所属参集）すること。

② 大雨・洪水警報が発表された場合

被害情報の収集ならびに区本部を設置する準備体制として、職員2名以上が此花区役所に自動参集する。

③ 洪水予報・水位到達情報が発表された場合

勤務時間外において、洪水予報・水位到達情報が発表され、浸水が発生するおそれがあるときは、各所属、または特定の所属に対して、動員指令を発する。職員は、テレビ・ラジオ等で自ら洪水予報・水位到達情報を収集するように努め、動員指令があったときは、此花区役所に参集する。

④ 緊急本部員・緊急区本部員の参集

緊急区本部員は勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、区本部又は区緊急本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。

⑤ 台風時等、事前に災害が予想できる場合の参集

台風時等、事前に災害が予想できる場合に対しては、市が事前に警戒体制検討会議を開催して動員体制を決定する。

なお、台風時においては、本市域に暴風警報が発表された場合、事前に決定した動員体制をとるための動員指令があったものとして、職員は此花区役所に自動参集する。

⑥ 暴風警報、暴風雪警報時の参集（⑤を除く）

本市域に暴風警報、暴風雪警報が発表された場合、下記のとおり、指定された場所に自動参集する。

気象庁	発表の種類	強風注意報	暴風警報、暴風雪警報
		平均風速：陸上 12m/s 海上 15m/s	平均風速：陸上 20m/s 海上 25m/s
	適用する区	—	全ての区
	本部組織	—	情報連絡体制
	動員（注 1）	—	5号動員

（注 1） 職員は、勤務時間外において暴風警報、暴風雪警報が発表されたときは、動員の指令があったものとして此花区役所に自動参集する。緊急通報システムにより、登録している職員の携帯電話メールに対し、暴風警報発表の情報が自動配信されるので、自動参集に係る連絡体制の整備に活用するものとする。また、気象台の暴風警報、暴風雪警報発表と同時に市警戒本部が設置され、危機管理室より所定の連絡系統に基づき上表に示す此花区の担当者に対して電話連絡を行われるとともに、大阪市防災情報システムにより通知される。

（2） 動員計画の周知

此花区長は、本計画及び此花区役所の動員計画に基づき、所属員に計画内容を周知する。

（3） 動員の指令

① 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、此花区長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送等を用いて速やかにその旨周知する。

② 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において、動員指令が発せられたときは、此花区長は直ちに所属員を招集しなければなら

ない。

(4) 動員の報告

此花区長は、動員指令に基づいて所属員を招集・参集したときは、その状況を取りまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

(5) 応援職員の要請

此花区長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、市本部総務部長に要請する。

第3節 防災活動体制の整備

震災対策編／第2部／第1章／第3節 防災活動体制の整備のとおり

第4節 災害情報の収集・伝達

震災対策編／第2部／第1章／第4節 災害情報の収集・伝達のとおり

第5節 通信の整備

震災対策編／第2部／第1章／第5節 通信の整備のとおり

第2章 協働協力体制

第6節 自主防災活動

震災対策編／第2部／第2章／第6節 自主防災活動のとおり

第7節 災害対策要員の確保

震災対策編／第2部／第2章／第7節 災害対策要員の確保のとおり

第8節 ボランティア

震災対策編／第2部／第2章／第8節 ボランティアのとおり

第3章 災害広報

第9節 広報体制

9-1 広報の体制

- (1) 区本部は、災害発生後の災害情報のうち、同報無線等を使用して区民等の安全に係わる緊急広報（避難勧告等）を実施する。
- (2) 区本部は、定期的に危機管理部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。

9-2 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、やさしい日本語による情報提供に努める。

- (1) 災害情報
 - ① 気象警報、特別警報
 - ② 災害の発生状況
 - ③ 洪水・高潮等の情報
 - ④ 応急対策の実施状況
 - ⑤ 避難勧告・指示の状況
 - ⑥ 区内の被害状況
 - ⑦ 家庭・職場での対策と心得
 - ⑧ その他必要な事項

- (2) 生活関連情報
 - ① 電気・ガス・水道、通信施設の被害状況と復旧見込
 - ② 食料・生活必需品の供給状況
 - ③ 道路交通状況
 - ④ 鉄道・バス等交通機関の運行・復旧状況
 - ⑤ 医療機関の活動状況
 - ⑥ その他必要な情報

- (3) 救援措置情報
 - ① 被災証明書の発行情報
 - ② 相談窓口の開設状況
 - ③ 税・手数料等の減免措置の状況
 - ④ 災害援護資金等の融資情報
 - ⑤ その他必要な情報

9-3 緊急広報の方法

- (1) 同報無線による広報
区本部は、必要に応じて同報無線により緊急広報を実施する。
- (2) インターネットを利用した広域広報
区本部は広域広報の必要があると判断した情報について、区のホームページやSNS（ツイッターなど）等のインターネットを利用した緊急広報を行う。

9-4 一般広報の方法

(1) チラシ等印刷物の発行による広報

- ① 区本部は、チラシ等に掲載する広報内容を危機管理部に提出する。
- ② 危機管理部が作成したチラシ等のほか区本部で作成した広報チラシについて、区本部は、自主防災組織に対して配布の協力を依頼する。
- ③ 自主防災組織は区本部と協力して、災害時避難所への配布、個別配布、掲示板への掲示を実施する。
- ④ 区本部は、市民等に広報された内容について、区本部内職員への徹底を図る。

(2) インターネットを利用した広域広報

区本部は、市本部が広域広報の必要があると判断した情報について、此花区のホームページや、SNS(ツイッターなど)等のインターネットを利用した情報提供を行う。

(3) 広報車等の利用による現場広報

区本部は、災害の状況または道路の復旧状況に応じて必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(4) 自主防災組織による個別広報

区本部は、広報活動を実施する場合、自主防災組織等に協力を依頼する。

9-5 災害記録等の作成

災害対策に資するため、災害に関する事象を写真・映像で記録する。

9-6 水災情報の伝達

平常時は降雨量等の気象情報や水位等の河川情報を提供し、水災時はこれに浸水情報や避難情報を区民等に提供することができる伝達体制の検討を行う。

第10節 広報活動

震災対策編／第2部／第2章／第10節 広報活動のとおり

第4章 避難・安全確保

第11節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域にある区民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図るためのものである。

なお、此花区は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるため、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容を区民等に対し周知徹底するための措置を講じる。さらに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。

11-1 避難の誘導・移送

震災対策編／第2部／第4章／第11節 11-1 避難の誘導・移送のとおり

11-2 防災訓練の実施

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、区民等の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

11-3 水防団等の強化

大阪市が、淀川・大和川流域の市町と共同し行う「水防団の訓練」や、「災害時における水防活動の拠点となる施設の整備」「水防資機材の充実」などに此花区役所としても協力して取り組む。また大阪市が進める水防団の活性化の推進に協力し、水防組織の強化を図る。

第12節 避難施設

震災対策編／第2部／第4章／第12節 避難施設のとおり

第13節 帰宅困難者対策

震災対策編／第2部／第4章／第13節 帰宅困難者対策のとおり

第14節 避難行動要支援者に関する対策

震災対策編／第2部／第4章／第14節 避難行動要支援者に関する対策のとおり

第5章 防災教育・訓練

第15節 防災知識の普及・防災教育

震災対策編／第2部／第5章／第15節 防災知識の普及・防災教育のとおり

第16節 防災訓練の実施

震災対策編／第2部／第5章／第16節 防災訓練の実施のとおり

第6章 水防体制

第17節 水防の責任及び組織

17-1 水防の責任

水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

17-2 水防組織

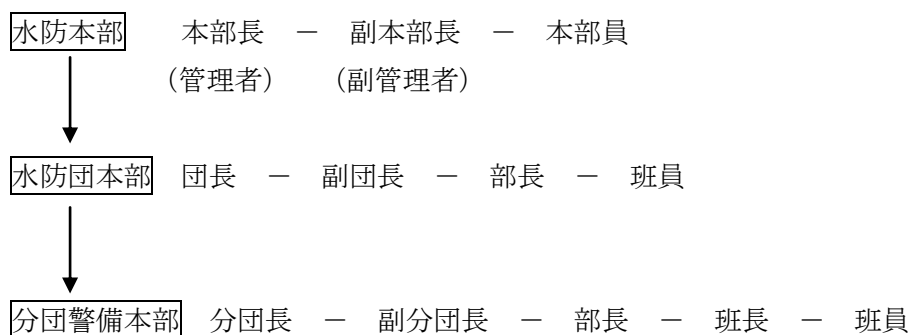
組合管理者は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮による災害が予想されるときから洪水、津波又は高潮に対する危険が解消するまで水防本部を設置し事務を処理する。水防法第3条の2の規定により設けられた水防事務組合は、その水防計画に基づき、管轄区域の水防を十分に果たさなければならない。

水防団本部長は水防本部長の指示に従い、水防分団長は、水防団本部長もしくは水防本部長の指示に従い、又は緊急を要し、自ら洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設置し、所定団員を招集出動させ水防活動にあたり万全を期する。

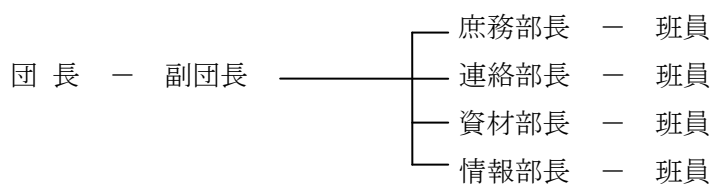
(1) 水防組合の所在地

淀川左岸水防事務組合 (本川筋) 枚方市
(防潮筋) 港区

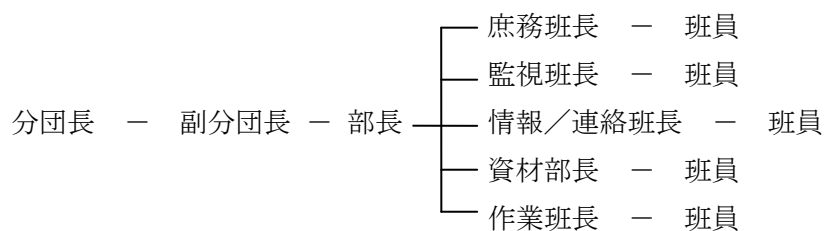
(2) 機構



(3) 水防団本部の組織



(4) 分団（警備）本部の組織



第18節 水防警報及び警戒

(1) 水防団長は、水防本部長からの通知、又はその他の情報により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、直ちに水防団本部を設け、各水防分団長その他の水防関係者に通知するとともに、

これに対する措置について必要な指示を行う。

- (2) 水防分団長は、水防団長もしくは水防本部長からの通知又はその他の情報により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めたときは、分団警備本部を設け、所要の体制に入る。
- (3) 水門、閘門、防潮扉等の管理者及び操作責任者は、津波注意報・警報又は高潮注意報・警報その他の情報により津波又は高潮のおそれのあることを知ったときは、潮位の変動を監視し、あくまでも管理者、操作担当者等自身の避難時間を確保したうえで、臨機に門扉等の開閉を行う。

第19節 非常配備・出動・水防演習

19-1 水防非常配備と出動

- (1) 水防本部員の非常配備

- ① 警戒配備

当直者2~3名をもって情報の収集連絡に当たり、事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に入る準備を行う。

- ② 第1非常配備

職員の半数をもってこれに当たり事態に応じ直ちに必要な水防活動ができる体制に入る。

- ③ 第2非常配備

職員の全員がこれに当たりもっとも厳重な水防体制をとる。

- (2) 水防団の準備と出動

各水防事務組合の水防計画にもとづく水防団の出動基準による。

19-2 水防活動への応援・協力

- (1) 居住者等の協力

水防法第24条の規定に基づき水防管理者、水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内の居住者または水防の現場にある者に対し、水防に従事させることができる。

19-3 堤防その他施設の決壊の場合

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第25条及び26条の規定に基づいて直ちにこれを関係者に通報するとともにこの場合においてもできる限り、氾濫による被害の拡大防止に努める。

19-4 水防演習

- (1) 計画の目的

水害時において、防災関係機関が有機的な連携を保ちつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、関係者の技術の習熟を図るとともに、区民等の防災意識の高揚に資することを目的として、国、大阪府との共催により水防演習を実施する。

- (2) 計画の内容

国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的実施する。

第7章 生活物資

第20節 生活物資の確保

震災対策編／第2部／第6章／第17節 生活物資の確保のとおり

第21節 供給体制

震災対策編／第2部／第6章／第18節 供給体制のとおり

第8章 遺体処理

第22節 遺体処理

震災対策編／第2部／第7章／第19節 遺体処理のとおり

第9章 広聴

第23節 広聴

震災対策編／第2部／第8章／第20節 遺体処理のとおり

第10章 義援金品

第24節 義援金品

震災対策編／第2部／第9章／第21節 義援金品のとおり

第11章 被災・罹災の証明

第25節 被災・罹災の証明

震災対策編／第2部／第10章／第22節 被災・罹災の証明のとおり